

入湯税引上げ（超過課税） に係る論点の考え方について

平成30年1月17日

別府のみらい検討会議事務局

目次

【論点 1】

- 入湯税の引上げ幅に応じて、確保される税収のシミュレーションを示すこと
- 低料金と高料金が同じ税率ではなく、累進性（公平性）を持つこと

4 - 7

【論点 2】

- 入湯税引上げによる税収の使途は明確にすべきである
- 税収を観光財源として充てても、観光客の増加に繋がるとは限らない
- 使途は多くの関係者で考え、今後の別府観光のシンボルとなるような事業に使うべきである

8

【論点 3】

- 入湯税を引上げたことでお客さまが来なくなる懸念もある

9 - 11

【論点 4】

- 現状の観光予算は減額せず、引上げ部分は新たな観光予算として増額されなければならない

12

目次

【論点 5】

- 入湯税の使われ方がよく見えるようにすること
- 引上げ部分は、どのように管理され、どのように活用方法をきめていくのか

13

【論点 6】

- 増税する以上は、しっかりと既存事業を見直すことが大切である

14

【論点 7】

- 小さい旅館は、宿泊者から税込み価格を求められるケースが多い
※実際に、特別徴収義務者である旅館ホテルが、入湯税を負担しているケースがある
- エージェントやネットでの決済の場合、チェックアウト時に入湯税のみ支払うケースがあり、一部では特別徴収義務者が負担している状況がある

15

【論点 8】

- 新しい税率の施行日（実施日）について
- 入湯税引上げ（超過課税）の課税期間について

16

【論点 1】

- 入湯税の引上げ幅に応じて、確保される税収のシミュレーションを示すこと
- 低料金と高料金が同じ税率ではなく、累進性（公平性）を持つこと

① 現行の税率（市税条例第143条）及び課税状況

| 区 分 | 金 額 |
|------------------------------------|------|
| (1) 宿泊料金又は飲食料金が2,000円以下のもの | 50円 |
| (2) 宿泊料金又は飲食料金が2,001円以上4,500円以下のもの | 100円 |
| (3) 宿泊料金又は飲食料金が4,501円以上のもの | 150円 |
| (4) 娯楽施設を有する場所における鉱泉浴場を利用するもの | 40円 |

* 昭和53年1月1日改正

平成28年度入湯税の課税状況（現年課税分調定額）

| 税 率 | | 人 数 | 税 額 |
|----------------------|------|-------------|---------------|
| 4,501円以上のもの | 150円 | 1,826,580 人 | 273,987,000 円 |
| 上記で、7泊8日以上滞業者 | 75円 | 4,046 人 | 303,450 円 |
| 2,001円以上 4,500円以下のもの | 100円 | 168,126 人 | 16,812,600 円 |
| 上記で、7泊8日以上滞業者 | 50円 | 3,918 人 | 195,900 円 |
| 2,000円以下のもの | 50円 | 2,804 人 | 140,200 円 |
| 上記で、7泊8日以上滞業者 | 25円 | 35 人 | 875 円 |
| 娯楽施設の鉱泉浴場を利用するもの | 40円 | 33,852 人 | 1,354,080 円 |
| 合 計 | | 2,039,361 人 | 292,794,105 円 |

②課税免除（市税条例第142条）

- ・ 年齢12歳未満の者
- ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- ・ 修学旅行を目的とする高等学校以下の団体客
- ・ 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた者
 中学、高校が主催して開催される各種の競技会の参加者及び関係者
 及び中学、高校、大学の部活動等の合宿の参加者及び関係者など

平成28年度 課税免除受理状況

| | 12歳以下 | 修学旅行 | 中・高の各種競技会 中・高・大の部活動等 | 総計 |
|-------------|---------|-------|-------------------------|---------|
| 課税免除 (人) | 319,302 | 4,451 | 26,026 | 349,779 |
| 件数 (件) | — | — | 137 | 137 |

③税率区分における課税額及び特別徴収義務者数の分布 (平成27年度課税額により算定)

■ 現行 3区分(日帰りを除く)

(課税額単位：千円)

| 宿泊料金又は 飲食料金 | 2,000円以下 | 4,500円以下 2,001円以上 | 4,501円以上 | 日帰り | 合計 |
|----------------|----------|----------------------|----------|-------|---------|
| 現行税額 | 50円 | 100円 | 150円 | 40円 | |
| 課税額 | 900 | 19,531 | 307,255 | 1,403 | 329,089 |
| 割合% | 0.3 | 5.9 | 93.4 | 0.4 | 100 |
| 特別徴収義務者数 | 1 | 31 | 117 | | 149 |
| 割合% | 1 | 21 | 78.5 | | 100 |

■ シミュレーションの区分 4・5区分(日帰りを除く)

(課税額単位：千円)

| 宿泊料金又は 飲食料金 | 2,000円以下 1,500円以上 | 4,500円以下 2,001円以上 | 10,000円以下 4,501円以上 | 20,000円以下 10,001円以上 | 20,001円以上 | 日帰り | 合計 |
|----------------|----------------------|----------------------|-----------------------|------------------------|-----------|-------|---------|
| 現行税額 | 50円 | 100円 | 150円 | | | 40円 | |
| 課税額 | 900 | 19,531 | 157,160 | 141,788 | 8,307 | 1,403 | 329,089 |
| 割合% | 0.3 | 5.9 | 47.8 | 43.1 | 2.5 | 0.4 | 100 |
| 特別徴収義務者数 | 1 | 31 | 75 | 33 | 9 | | 149 |
| 割合% | 0.6 | 21.0 | 50 | 22 | 6.0 | | 100 |

※ 「宿泊料金又は飲食料金」は入湯税実態調査（1回/4年）で各特別徴収義務者より回答された平日の宿泊料金で作表

④入湯税超過課税に係る税率シミュレーション（平成27年度課税額により算定）

（税率単位：円）（課税額単位、増額分単位：千円）

| | 宿泊料金又は 飲食料金 | 2,000円以下 1,500円以上 | 4,500円以下 2,001円以上 | 10,000円以下 4,501円以上 | 20,000円以下 10,001円以上 | 20,001円以上 | 日帰り | 課税額合計 | 超過課税による 増額分 |
|-----------------------|----------------|----------------------|----------------------|-----------------------|------------------------|-----------|-------|---------|----------------|
| 累 進 性 な し | 税率 | 50 | 100 | 200 | 200 | 200 | 40 | 431,505 | 102,416 |
| | 課税額 | 900 | 19,531 | 209,546 | 189,050 | 11,075 | 1,403 | | |
| | 税率 | 50 | 100 | 250 | 250 | 250 | 40 | 533,922 | 204,833 |
| | 課税額 | 900 | 19,531 | 261,932 | 236,312 | 13,844 | 1,403 | | |
| | 税率 | 50 | 100 | 300 | 300 | 300 | 40 | 636,340 | 307,251 |
| | 課税額 | 900 | 19,531 | 314,319 | 283,575 | 16,612 | 1,403 | | |
| 1 | 税率 | 50 | 100 | 200 | 250 | | 40 | 481,538 | 152,449 |
| | 課税額 | 900 | 19,531 | 209,546 | 250,158 | | 1,403 | | |
| 2 | 税率 | 50 | 100 | 200 | 250 | 300 | 40 | 484,304 | 155,215 |
| | 課税額 | 900 | 19,531 | 209,546 | 236,312 | 16,612 | 1,403 | | |
| 3 | 税率 | 50 | 100 | 200 | 300 | | 40 | 531,569 | 202,480 |
| | 課税額 | 900 | 19,531 | 209,546 | 300,189 | | 1,403 | | |
| 4 | 税率 | 50 | 100 | 200 | 300 | 400 | 40 | 537,104 | 208,015 |
| | 課税額 | 900 | 19,531 | 209,546 | 283,575 | 22,149 | 1,403 | | |
| 5 | 税率 | 50 | 100 | 250 | 300 | | 40 | 583,955 | 254,866 |
| | 課税額 | 900 | 19,531 | 261,932 | 300,189 | | 1,403 | | |
| 6 | 税率 | 50 | 100 | 250 | 300 | 350 | 40 | 586,724 | 257,635 |
| | 課税額 | 900 | 19,531 | 261,932 | 283,575 | 19,383 | 1,403 | | |

※ 「超過課税による増額分」欄は「課税額合計」欄から平成27年度課税額（現年課税分）の税額329,089千円を引いた金額

【論点 2】

- 入湯税引上げによる税収の使途は明確にすべきである
- 税収を観光財源として充てても、観光客の増加に繋がるとは限らない
- 使途は多くの関係者で考え、今後の別府観光のシンボルとなるような事業に使うべきである

第1回検討会議での課題整理の協議等を踏まえ、大まかに下記の使途が考えられる。引上げ部分は、別府観光が推進されるために有効な事業へ使われることが重要となる。

《使途の例》

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (実施体制) | ・地域観光経営組織の構築 ・広域連携の推進（別府湯布院温泉郷等） |
| (調査研究) | ・マーケティング、調査、分析 |
| (観光インフラ) | ・インバウンド対策 ・バリアフリー観光の整備 |
| (プロモーション) | ・広告、観光展参加等 |
| (温泉保護) | ・泉源保護 ・温泉の可能性の研究（健康・エネルギー等） |
| (長期的取組) | ・シンボリックな事業 ・雇用環境の向上 など |

【論点 3】

- 入湯税を上げたことでお客さまが来なくなる懸念もある

① 釧路市が実施した宿泊者アンケート

(第2回検討会議配付「資料 5 観光地経営における財源確保」より)

- 調査目的：「阿寒湖温泉・創生計画2020」の実現に向け、既存の財源の充当が難しい事業を推進するための新財源について、来訪者の意見を集約するため
- 調査期間：平成25年9月7日～11月15日



- 調査結果：①使途が明確になっていれば積極的に協力したい（50.7%）が最も多く、約7割の方が協力したいという結果
②追加金額は、151～200円（30.1%）が最も多く、101円以上の合計（65.9%）が全体の2/3を占める

② 釧路市の入湯税引上げ後の宿泊客数について

● 税率改定の適用状況（11/8 釧路市総務部市民税課様にヒアリングを実施）

- 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテルは6件（ホテルは市内に25件）
- また該当ホテル**6件**の宿泊客数は、釧路市全体の宿泊客数の**約7割**にあたる

● 釧路市の宿泊者数の推移

- 釧路総合振興局が公開する観光入込客数・訪日外国人宿泊客数より、平成22年度から平成28年度についての宿泊客数を集計（平成27年度より入湯税を引上げ）

| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 宿泊客数 | 1,332,800 | 1,268,400 | 1,363,900 | 1,408,900 | 1,486,500 | 1,533,700 | 1,573,100 |

出典：釧路総合振興局「観光入込客数・訪日外国人宿泊者数について」各年度の掲載データを独自に集計

【結果】

釧路市の場合、入湯税引上げによる宿泊客数への影響は見られず、
全体宿泊者数は増加している

【由布市提供資料～別紙】

来訪者への文化的景観の保全管理費用の協力金に対する支払意思と徴収についての調査の結果、

- ① 協力金制度に賛成 300/367人 (81.7%)
- ② 徴収方法の最多は宿泊費に加算 252/662人 (38.1%)

**入湯税を上げたことが理由で、
宿泊客が減少することのないように対応する**



- ① 実施後は、別府観光への要望調査を行い、引上げに対する納得感を得られるように努める
- ② 宿泊者等に対し、パンフレットやポスター等で使い方について具体的に説明する
- ③
- ④

【論点 4】

■ 現状の観光予算は減額せず、引上げ部分は新たな観光予算として増額されなければならない

● 基幹産業である観光を推進し、「儲かる別府」へ進化するためには

① 現行の観光予算は維持する

(現行の入湯税部分はこれまでと同じ使い方)

② 入湯税の引上げ部分は、新しい観光予算として増額し、「使い方が納得され、よく見える仕組み」で運用する

【現行維持】

現行の観光予算

過去5年
約5～7億円/年度

これまでの入湯税
(これまでと同じで観光予算へ充当)

【増額】

入湯税の
引上げ部分

新しい観光施策
の推進のため使用

+

【論点 5】

- 入湯税の使われ方がよく見えるようにすること
- 引上げ部分は、どのように管理され、どのように活用方法をきめていくのか

【一般会計】

市税を含めた市のすべて収入は一般会計の歳入に収納され、歳出に計上されている全事業を執行するための財源として使われる。そのため、通常の一般会計の経理では、個別の収入の使途が判り難くなる。

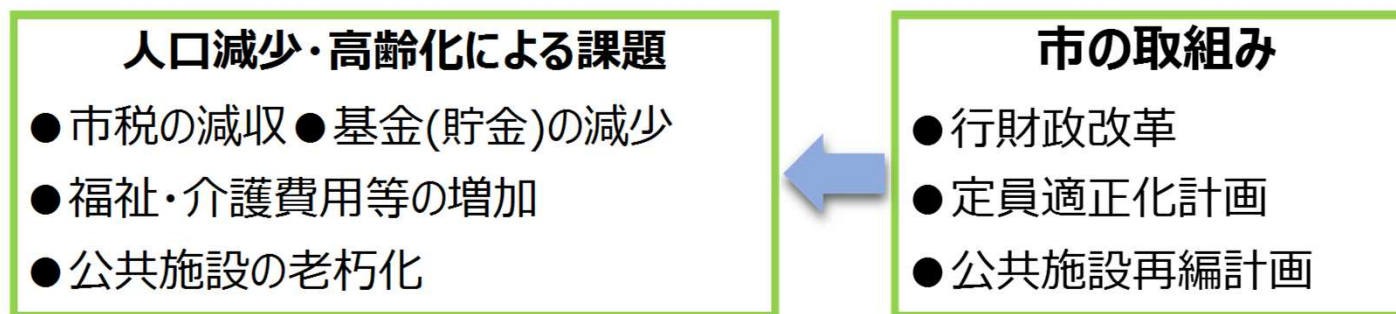
【基金】

一般会計では使途が判り難くなるため、使途を限定した地方自治体の貯金にあたる基金を設け、一般会計に収納された特定の収入をこの基金に積み立て、使う場合は取り崩し、基金の目的として限定された事業に使うという予算の執行方法をとる場合がある。入湯税の一部を基金化している鳥羽市や釧路市では、実際に何にどのくらい使ったかを明確化している。なお、釧路市は引上げ部分の使途や事業の検証などを地元関係団体と市による事業検討会議を設置して決めている。（第2回検討会議配付資料「観光地経営における財源確保」梅川顧問作成資料参考）

【論点 6】

■増税する以上は、しっかりと既存事業を見直すことが大切である

《市政の現状》～ 今後も厳しい財政運営



【市全体での財政健全化に向けての取組】

- | | |
|-----------------|---|
| ①第2次別府市定員適正化計画 | } 職員数を129人削減(13%) 効率的な行政運営、持続可能な財政運営、行政サービスの向上など 公共施設の総コスト30%以上削減 |
| ②第3次別府市行政改革大綱 | |
| ③第4次別府市行政改革推進計画 | |
| ④別府市公共施設再編計画 | |

【観光部門での既存事業の見直し】

- ①既存事業について検証を行い、事業の選択と集中を図る

【論点 7】

- 小さい旅館は、宿泊者から税込み価格を求められるケースが多い
 - ※実際に、特別徴収義務者である旅館ホテルが、入湯税を負担しているケースがある
- エージェントやネットでの決済の場合、チェックアウト時に入湯税のみ支払うケースがあり、一部では特別徴収義務者が負担している状況がある

①入湯税引上げをお客様に理解していただくために

- 今回の協議を行う中で、市民税課ではお客様に理解いただき円滑に入湯税を支払っていただくため、お客様に説明するためのパンフレットを日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）で作成。
- 今後、引上げした場合は、使途の報告（パンフレットやポスター等）や別府観光に対する要望調査（市HP、旅館ホテルフロント等）を行い、入湯税引上げが納税義務者であるお客様に理解されるよう努める必要がある。

②特別徴収義務者について

- 東京都では、旅行業者が旅行商品販売時に宿泊税相当分の金額をお客様から預かることもできるとしています。同様に、入湯税も旅行業者が預かることができることから、今後の課題として、入湯税を特別徴収義務者が負担しないよう検討する必要がある。

【論点 8】

- 新しい税率の施行日（実施日）について
- 入湯税引上げ（超過課税）の課税期間について

①入湯税引上げを実施する場合の周知期間について

経理システム改修、お客様への周知など営業行為に関わるため、周知期間については特別徴収義務者である旅館ホテル事業者と十分に協議して、施行日を決める必要がある

②課税期間について

「超過課税」は、財政上その他必要であると認められる場合には標準税率より高い税率で課税できるという位置づけから、一定の期限または見直し規定を決めて課税を行い、定期的に検証しながら、見直しや継続の判断を行う必要がある